

## 高知市老朽住宅除却事業について

### 1. 事業の内容

この事業は、避難路の確保及び市街地の防災安全性を確保することを目的として、住宅が立ち並ぶ地域、緊急輸送道路・避難路沿道・避難路沿道の老朽化した住宅の除却の費用の一部を国・県・高知市が助成するものです。

### 2. 対象となる住宅

高知市内の次の要件をすべて満たす**木造住宅**が対象となります。

- ① 現に使用されていない住宅
  - ② 倒壊等により避難路等を閉塞する可能性がある住宅
  - ③ 「住宅の老朽度の測定基準」による評点が100以上となる住宅
  - ④ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅
- (※注1) ③の住宅の老朽度の測定は市職員が現地を訪問し審査します。

(住宅の中には入らず、外観目視による判定です。)

(※注2) 昭和 56 年 6 月以降に着工された住宅でも危険性のある場合はご相談ください。

### 3. 補助金額

- ① 除却工事費×0.8
  - ② 22,000 円×対象住宅の延床面積(㎡)×0.8
- 補助金額・・・①、②のいずれか少ない金額(上限 160 万円) ※1,000 円未満切捨て

### 4. 補助対象者

高知市税を滞納しておらず、次のいずれかに該当する方が対象者です。

- ① 老朽住宅の所有者
- ② 老朽住宅の相続人

住宅と土地の所有者が違う場合は、土地の所有者の同意書が必要です。

住宅や土地の所有者や相続人が複数人が複数人の場合は全員の同意書が必要です。

(全員からの同意書が提出できない場合は、誓約書の提出も願います。)

### 5. 請負業者について

建設業法第3条第1項の許可を受けた者で高知市内に本店を有する法人又は個人の施工業者による工事が対象です。